

令和 3年 6月 11日

保護者の皆様へ

京都市立大原野中学校

校長 中島 一郎

地震・台風等に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合や台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

① 地震の場合

1 登校前に発生した場合

（1）京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ・メール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

（2）臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

② 台風等の場合

1 特別警報について

（1）登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

(1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ・午前 7 時までに解除になった場合 | 平常授業 |
| ・午前 9 時までに解除になった場合 | 3 校時（10 時 45 分）から始業 |
| ・午前 11 時までに解除になった場合 | 5 校時（13 時 20 分）から始業（給食は中止） |
| ・午前 11 時現在、警報発表中の場合 | 臨時休業 |

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページ・メール配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

【追記】大原野中学校の敷地が土砂災害警戒区域に含まれていないため、大原野学区に土砂による避難指示等が発令された場合、原則として休校措置は取りません。ただし、水害による避難指示等が発令された場合は、暴風警報が発令された場合に準じた措置になります。

避難情報の名称について

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるのは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。